

○国土交通省告示第三百九十号（最終改正・・・平成三十一年国土交通省告示第四百七十六号）

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の二第六項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十四年三月三十一日

国土交通大臣 前田 武志

租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第六項第一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者（同法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下同じ。）が新築若しくは取得をした住宅用の家屋又は増改築等（同法第七十条の二第二項第四号に規定する増改築等をいう。第三号において同じ。）をした住宅用の家屋が租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第四十条の四の二第七項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の

履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が別表の書式により証する書類（特定受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合にあつては、当該家屋の取得の日前二年以内又は取得の日以降に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限り。）又は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの書類

イ 当該住宅用の家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書（以下「建設住宅性能評価書」という。）の写し（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表1の5―1断熱等性能等級に係る評価が等級4、若しくは同表の5―2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4若しくは等級5、同表の1―1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級2若しくは等級3、若しくは同表の1―3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）に係る評価が免震建築物又は同表の9―1高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級3、等級4若しくは等級5であるものに限る。）

ロ 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十二項第一号及び第二号又は同条第十三項第一号及び第二号に規定する書類

二 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合 当該住宅用の家屋について交付された建設住宅性能評価書の写し（当該家屋の取得の日前二年以内又は取得の日以降に評価されたもので、日本住宅性能表示基準別表2―1の5―1断熱等性能等級に係る評価が等級4、若しくは同表の5―2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4若しくは等級5、同表の1―1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級2若しくは等級3、若しくは同表の1―3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）に係る評価が免震建築物又は同表の9―1高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級3、等級4若しくは等級5であるものに限る。）

三 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が住宅用の家屋について増改築等をする場合 当該増改築等をした家屋について交付された建設住宅性能評価書の写し（日本住宅性能表示基準別表2―1の5―1断熱等性能等級に係る評価が等級4、若しくは同表の5―2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4若しくは等級5、同表の1―1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級2若しくは等級3、若しくは同表の1―3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）に係る評価が免震建築物又は同表の9

― 1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級3、等級4若しくは等級5であるものに限る。）